

愛川町スズメバチ駆除費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人に対し、危害を及ぼす恐れがあるスズメバチの営巣駆除に対し、駆除費の一部を補助することについて、愛川町補助金の交付等に関する規則（昭和 54 年愛川町規則第5号。）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「スズメバチ」とは、スズメバチ科スズメバチ亜科のスズメバチ類とする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象は、町内においてスズメバチが営巣した住宅の用に供する民有地及び民家（共同住宅を含む。）で、駆除業者によりスズメバチの巣の駆除をした者のうち、既に納期の経過した町税等完納していることとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、駆除業者に支払ったスズメバチの巣の駆除に要した費用に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

2 補助金の額は、1件当たり10,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、スズメバチ駆除費補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 駆除費領収証の写し
- (2) 現場の位置図
- (3) 写真（全景、営巣駆除前・駆除後）
- (4) 町税納入状況確認同意書
- (5) その他町長が必要と認めたもの

(申請書の提出期限)

第6条 申請書の提出期限は、前条第1号に規定する領収証が発行された日から起算して30日以内とする。

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査するとともに、補助金の交付の可否を決定し、愛川町スズメバチ駆除費補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）を補助申請者に通知する。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、スズメバチ駆除費補助金交付請求書(第3号様式)に決定通知書の写しを添えて、交付決定日から起算して30日以内に町長に提出しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。